農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 4 条の規定により、農地中間管理機構として指定した公益財団法人愛知県農業振興基金から農地法（昭和27年法律第229号）第41条第 1 項の規定に基づき、下記の農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があった。

令和 8 年10月29日

愛知県知事 大 村 秀 章

1 農地の所在等

所　　在	地 目	面積（㎡）	所有者等の情報
田原市池尻町尾山塚 10 番	畑	825	杉原 伸英
田原市池尻町不毛原 7 番	畑	1,678	杉原 伸英

2 農地の利用の現状

野菜を栽培

3 利用計画の内容の詳細

野菜を栽培

4 希望する権利の始期等

始　期	存続期間	借賃に相当する補償金の額	借賃に相当する補償金の支払の方法
令和9年2月1日	10年	62.575円 【年2,500円/10a】	名古屋法務局豊橋支局に供託